

大学教育質保証・評価センター 大学機関別認証評価に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」という。）が大学教育質保証・評価センター定款第4条の規定に基づいて行う大学機関別認証評価（以下「大学評価」という。）を行うために必要な事項を定める。

(大学評価の目的)

第2条 本センターが行う大学評価は、自らが実施する教育研究等について点検及び評価を行いその結果を公表することにより、教育研究の水準の向上に努め、社会との信頼関係を築いていく責任を自覚し、教育研究の質の保証及び向上に真摯に取り組む大学に対し、認証評価制度の理念に則り、大学が行う教育研究の質を保証するための大学評価を行い、またその評価を通じて大学の教育研究の質の向上を支援することを目的とする。

(大学評価の対象)

第3条 完成年度を経た大学を評価の対象とする。

(実施体制)

第4条 本センターは、大学評価基準、評価方法、評価実施チームの編制、評価委員の選定並びに評価結果等に関する審議を行うために、認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設ける。

- 2 前項の評価委員会については、認証評価委員会規程で定める。
- 3 評価委員会に、大学評価を申請する大学（以下「受審大学」という。）ごとの状況を調査するため、評価実施チームを置く。
- 4 前項の評価実施チームについては、評価実施チームに関する規程で定める。

(申請)

第5条 受審大学は、本センター代表理事宛に申請書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

(大学評価の中止)

第6条 受審大学は、評価委員会が大学評価を開始した日以降は、申請の取り下げを行うことはできない。ただし、大学の統廃合など、評価を継続することが困難と判断される特段の事情が生じた場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に定める評価中止の決定は、受審大学からの文書による申し出に基づき、評価委員会が決定する。

- 3 本センターは、正当な理由がある場合は、大学評価を中止することができる。
- 4 前項により大学評価を中止した場合は、受審大学宛文書により通知する。

(評価結果(原案)の作成等)

第7条 評価実施チームは、評価の結果をまとめた評価結果(原案)を作成し、評価委員会に提出する。

(評価結果(案)の通知)

第8条 評価委員会は、前条の評価結果(原案)について審議し、その審議を踏まえて評価結果(案)を作成して、受審大学に通知する。

(評価結果(案)に対する意見申立て)

第9条 受審大学は、評価結果(案)に対して意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本センターに対し、意見申立てを行うことができる。

- 2 前項の意見申立てを行う大学は、本センター代表理事宛に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。
- 3 受審大学より意見申立てがあった場合、評価委員会の下に設けた意見申立審査会において意見への対応について審議を行う。
- 4 意見申立審査会については、意見申立審査会規程で定める。

(評価結果の決定)

第10条 評価委員会は、意見申立審査会で審議を行った場合はその審議の結果を踏まえて、最終的に評価結果を決定する。

(評価結果の公表等)

第11条 本センターは、評価委員会が決定した受審大学の評価結果を、決定後すみやかに受審大学に送付する。

- 2 本センターは、評価結果を、文部科学大臣へ報告する。
- 3 本センターは、評価結果を刊行物やインターネット等の適切な方法で社会に公表する。

(再度の評価)

第12条 評価結果において改善が必要とされる事項を指摘された受審大学が、再度の評価を希望する場合、本センターは大学の求めに応じて評価を実施する。

- 2 再度の評価を申請する大学は、本センター代表理事宛に申請書を提出するものとする。
- 3 再度の評価については、再度の評価に関する規程に定める。

(評価の改善)

第13条 本センターは、大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに本センターの組織及び運営の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえて評価の改善を図る。

2 前項のことは、自己点検・評価に関する規程で定める。

(雑則)

第14条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則

この規程は、2019年5月7日に制定し、本センターが認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。